

各県立学校長 様

教職員・福利課長

職場復帰サポートシステム期間中の傷害保険について（通知）

職場復帰サポートシステム期間中の傷害保険については、県教育委員会の負担により傷害保険に加入していますが、平成27年4月1日以降、障害保険の保障内容が下記のとおりになります。

つきましては、今後、サポートシステムの実施対象となる教職員が生じた場合には、下記により対象者に事前説明を行うとともに、これまでと同様、保険の加入手続に一定期間が必要になることを念頭に置き、サポートシステム実施願を期限までに必ず提出するようお願いいたします。

記

- 1 対象者への説明事項（傷害保険の内容等）
 - (1) 保険金額
 - 死亡・後遺傷害保険金 1,180万円
 - 入院保険金（日額） 6,400円
 - 通院保険金（日額） 3,400円
 - (2) 保険の対象
サポート実施期間内の就業中（通勤を含む。）の事故
 - (3) 保険の加入手続及び掛け金の負担
全て県教育委員会において実施し、対象者による手続き等は不要。
- 2 サポートシステム実施願の提出期限等
 - (1) サポートシステムの実施期間初日の1月前までに、教職員・福利課長あてに必ず提出すること。なお、保険の加入の手続き等の時間を要するために、サポートシステム実施願の提出前（サポートシステムの実施期間初日の6週間程度前）に教職員・福利課に事前連絡をすること。（下記の例参照）
 - (例) ○職場復帰予定日：11月1日
 - サポート期間：9月1日～10月10日
 - 実施願提出期限：8月11日（必着）

※実施願の提出日が遅れると、サポートシステムの開始日を遅らせる等の対応が必要となります。また、心の健康対策委員会で「復帰可」となった場合は、復帰のための手続きにも日数がかかることを考慮してください。
 - (2) サポートシステムの対象者がいる場合には、時間的余裕を持って復帰の意思確認等を行い、サポートシステムの実施日等の決定前に教職員・福利課に事前相談をすること。

事務担当（問い合わせ先）
高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 人事企画担当
TEL:088-821-4903